**平成２９年（フ）第３４号**
山梨県甲斐市島上条1992番地２　第二コーポケンモチ　７号、前住所山梨県甲斐市篠原1381番地　保坂住宅８号
債務者　加藤　節子
1　決定年月日時　平成29年３月９日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

**平成２９年（フ）第２８号**
静岡県富士市松岡1474番地の１　Ｃ－１棟
債務者　家城　　功
1　決定年月日時　平成29年３月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
静岡地方裁判所富士支部

**平成２９年（フ）第１５２号**
京都市中京区西ノ京栂尾町111番地
債務者　西森　未来
1　決定年月日時　平成29年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２９年（フ）第１５４号**
京都府長岡京市今里５－１－１　一般社団法人療道協会西山病院、住民票上の住所京都市右京区太秦皆正寺町14番地　シラトンハイツ山口203号
債務者　西角スミコ
1　決定年月日時　平成29年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２９年（フ）第２０６号**
京都市東山区古門前通東大路西入石橋町305番地　コーポナカジマ101
債務者　桐村　　洋
1　決定年月日時　平成29年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２９年（フ）第６８号**
兵庫県尼崎市杭瀬北新町１丁目４番13―405号、前住所兵庫県尼崎市杭瀬北新町１丁目４番13―401号
債務者　柴田　涼太
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２９年（フ）第８６号**
兵庫県西宮市甲子園七番町13番５―405号
債務者　原　　大志
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２９年（フ）第９６号**
兵庫県西宮市両度町３番３―1106号
債務者　鈴木　和也
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２９年（フ）第５号**
愛媛県松山市東長戸４丁目２番28号　コトーネ城北401号
債務者　渡部　好久
1　決定年月日時　平成29年３月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
松山地方裁判所民事部

**平成２８年（フ）第４９７号**
熊本市中央区保田窪１丁目７番１号　レルシェンテ105号
債務者　佐藤心太郎
1　決定年月日時　平成29年３月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２９年（フ）第５９号**
宮崎市大塚町城ノ下2768番地３　長友マンション206号
債務者　井上　文江
1　決定年月日時　平成29年３月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
宮崎地方裁判所破産係

**平成２９年（フ）第６４号**
宮崎市大字田吉994番地２　田吉コーポ103号
債務者　川越　光春
1　決定年月日時　平成29年３月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
宮崎地方裁判所破産係

**平成２９年（フ）第６７号**
鹿児島県鹿児島市紫原７丁目27番29号　ビューテラス新川301号
債務者　前田奈帆子
1　決定年月日時　平成29年３月10日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２９年（フ）第１７号**
鹿児島県阿久根市鶴川内3340番地
債務者　平床　厚子
1　決定年月日時　平成29年３月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

**平成２９年（フ）第７号**
石川県七尾市矢田町24号白土６番地144
債務者　中立　幸則
1　決定年月日時　平成29年３月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
金沢地方裁判所七尾支部

**平成２９年（フ）第７号**
岐阜県高山市上宝町宮原1244番地
債務者　菅原　正人
1　決定年月日時　平成29年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係